

# 令和4年第10回日進市農業委員会議事録

招集年月日	令和4年10月26日(水)
招集の場所	日進市役所 本庁舎4階 第1会議室
開 会	令和4年10月26日(水) 14時55分
出席委員	会長 6番 市川 豊 会長 委員 2番 尾関 洋子 委員 3番 萩野 淑子 委員 4番 牧 正行 委員 5番 伊藤 修 委員 7番 山本 裕子 委員 8番 萩野 章 委員 9番 田口 菜穂美 委員 10番 村瀬 和樹 委員 11番 武田 住男 委員
欠席委員	1番 和田 義雄 委員
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長 村 瀬 厚 係長 今 井 康 太 主事 津 田 卓 也

付議事項	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号  専決第1号 専決第2号 専決第3号 その他	農地法第3条第1項の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願 いについて  農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について 公共転用届について
------	--	--

<p>開会</p> <p>(14:55)</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>委員</p> <p>事務局</p> <p>委員</p> <p>事務局</p>	<p>出席者が定足数に達しているため、令和4年第10回農業委員会の開催を宣言する。</p> <p>それでは会長より挨拶をいただいた後、議事の取り直しをお願いします。</p> <p>(会長の挨拶)</p> <p>それでは令和4年第10回農業委員会を始めます。</p> <p>議事録署名者に7番の山本裕子委員と、8番の萩野章委員を指名する。</p> <p>議案第1号を上程。</p> <p>8番と9番の案件について、事務局に説明を求める。</p> <p>8番と9番の案件について併せて説明します。</p> <p>申請地は、浅田町西浦の交差点から東に約60メートルに位置する農地で、地目は田、現況は畑で、作付けはされておらず、面積はそれぞれ414㎡と564㎡です。</p> <p>申請者は、名古屋市西区にお住まいです。</p> <p>定期的に日進市への往来がある中で、所有者と以前から面識があり、農地の売却の話を聞き、営農地を拡大するため購入することを希望するものです。</p> <p>現在、年間105日農作業に従事しており、農作業暦は45年で所有する農地は適正に管理されております。</p> <p>農業用機械は、トラクター1台、田植え機1台、耕うん機1台、自動車1台等を所有しています。</p> <p>申請者は70歳を超えておりますが、体も健康で営農意欲もあり、農地を適正に管理していく旨の申出書の提出もあります。</p> <p>申請地では、季節野菜の栽培を予定しております。</p> <p>農地法第3条第2項第1号から第7号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ございません。</p> <p>議案第1号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>申請者はどこで農業をしているのか。</p> <p>北名古屋市です。</p> <p>日進市には通うということか。距離があるけど、許可出せる範囲内か。</p> <p>40分程で、範囲内です。所有者は遠方で今後農地を管</p>
---	--

委員 事務局 議長	<p>理することが困難であるとのことです。</p> <p>現在申請地は管理されているか。荒れているのか。 管理はされています。</p> <p>他に意見がないことを確認して議案第1号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>議案第1号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言。</p>
事務局	<p>議案第2号を上程。</p> <p>4番の案件について、事務局に説明を求める。</p> <p>4番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、米野木の交差点から南西へ約360メートルに位置する地目畑、現況宅地、面積が75㎡の農地になります。</p> <p>申請者は、米野木町土岡地内に妻と二人で居住しております。</p> <p>申請地を平成15年から住宅敷地の一部として一体利用してきましたが、農地法の許可を受けずに利用していることが判明したため、違反状態を是正するために始末書を添付して今回申請をするものです。</p> <p>農地法第4条第6項第1号の農地区分について、オー(ア)ーbの申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。</p>
議長	<p>第2号から5号についての各要件については、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>議案第2号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>意見がないことを確認して議案第2号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>(賛成多数)</p>
議長	<p>議案第2号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言。</p>
事務局	<p>議案第3号を上程。</p> <p>24番、25番、26番の案件について、事務局に説明を求める。</p> <p>24番の駐車場の造成について説明します。</p>

		<p>申請地は日進高校から南西に約200メートルの位置に所在し、地目、現況は田で、面積は2筆合計で680㎡です。</p> <p>申請法人は昭和40年に設立し、自動車産業向け自動工作機械メーカーとして、主に金属工作機械及び機械工具の製造販売を営んでおります。</p> <p>近年、国内外からの金属工作機械の需要の高まりから受注量が増加しており、この度本社工場の近傍地で新たに工場を建設する計画があります。</p> <p>新工場の建設予定地は現在従業員用の駐車場になっており、新たに駐車場を確保するために今回申請に至ったものです。</p> <p>排水について、雨水は申請地西側の集水桝に集水し既設道路側溝に放流します。農地法第5条第2項第1号の農地区分について、黄色のオー（ア）－bの申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号から5号についての各要件については、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>続きまして、25番の駐車場及び進入路として利用するものについて説明します。</p> <p>申請地は、上納池スポーツ公園から東に約150mの位置に所在し、地目は田、現況は畑で、面積は60㎡です。</p> <p>申請法人は、平成9年に設立し平成25年より申請地の隣接地で高圧・油圧ホースの製造及び販売業を営んでおります。</p> <p>現在の敷地は狭く来客用の駐車場が確保できず、部品の納入及び製品の搬出に支障をきたしているため、今回申請に至ったものです。</p> <p>排水については、申請地西側の既設の水路に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、黄色のオー（ア）－bの申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号から5号についての各要件については、事務局で</p>
--	--	--

		<p>確認し支障ありません。</p> <p>続きまして26番の分家住宅を建築する案件について説明します。</p> <p>申請地は、日東保育園から北に約200mの位置に所在し、地目は山林、現況は畑で、面積は257㎡です。</p> <p>申請者は、現在大府市にて夫と子供2人で暮らしております。</p> <p>今後の家族計画を考え、一戸建て住宅の建築を計画したのになります。</p> <p>申請者夫婦には自己所有地がなく、親族に相談したところ、祖母から所有する土地を使用しても良いという承諾を得ることができたため、やむを得ず申請地を選定したのになります。</p> <p>排水について汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに申請地東側の既設側溝に放流するため、周囲の農地に対する問題もないと思われます。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、黄色のオー(ア)ーbの申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号から5号についての各要件については、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>議案第3号の内容について、委員に対し、意見、質問を求め。</p> <p>意見がないことを確認して議案第3号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求め。</p> <p>(賛成多数)</p> <p>議案第3号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p> <p>議案第4号を上程。</p> <p>事務局に説明を求め。</p> <p>4番の申請について説明します。</p> <p>申請地は、日進赤池箕ノ手土地区画整理事業地区内に所在する1筆になります。</p> <p>この生産緑地は、赤池町西組地内に居住していた申出者の夫が所有し、主たる従事者として農地利用していた生産</p>
議長		
議長		
事務局		

		<p>緑地ですが、令和4年2月に死亡し申出者が相続しました。</p> <p>今後、生産緑地としての管理ができず、解除を目的とした申請になります。</p> <p>亡くなられた申出者の夫が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することには問題ないと思われま</p>
議長		<p>議長 議案第4号の内容について、委員に対し、意見、質問を求め</p> <p>議長 意見がないことを確認して議案第4号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>(賛成多数)</p>
議長		<p>議長 議案第4号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p> <p>続いて、専決について一括にて事務局に報告を命じる。</p>
事務局		<p>(事務局より専決について一括で報告)</p> <p>専決1号 3条届出 5件</p> <p>専決2号 4条届出 3件</p> <p>専決3号 5条届出 3件</p>
議長		<p>議長 専決の内容について委員に対し意見、質問を求め</p> <p>(意見なし)</p>
議長		<p>議長 続いて、その他について一括にて事務局に報告を命じる。</p>
事務局		<p>(事務局よりその他について一括で報告)</p> <p>公共転用届について 1件</p>
議長		<p>議長 その他の内容について委員に対し意見、質問を求め</p> <p>(意見なし)</p>
議長 事務局		<p>議長 その他連絡事項について事務局に報告を求め</p> <p>(事務連絡)</p> <p>・次回の農業委員会</p> <p>令和4年11月30日(水)</p> <p>午後3時 日進市役所本庁舎4階第3会議室</p> <p>特に意見がないことを確認し、全議案の終了及び閉会について宣言</p>
	(15:27)	

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日 議事録署名者 7番委員

議事録署名者 8番委員

---